**感染防止チェックリスト（アリーナ、会議室、多目的スペース用）**

年　月　日

（改定）令和5年1月19日

武蔵野の森総合スポーツプラザ指定管理者

株式会社東京スタジアム　殿

　　　　　　　利用団体名

　　　　 住 所

　　　　　　代表者名

　　　　　　　　担当者名

　　　　TEL

下記の通り㈱東京スタジアムからの対応依頼事項を確認しましたので、提出いたします。

**全般的な事項**

□イベント参加者（以下、「参加者」）の入退場口には、手指消毒剤を設置すること。

□入館者には、マスクの着用とこまめな手洗い、手指消毒を徹底すること。

□大声で声援を送らないことや会話を控えること。会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。

□三つの密を避けるため、以下の事項を遵守し、適切な対応を行うこと。

（ア）密な状態になるおそれがある場合は、参加者の入場制限を行うこと。

（イ）参加者同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。

□利用当日、利用者から以下の事項について該当がないか確認を求め、該当がある場合は利用を見合わせるよう利用者へ呼びかけること。同時に多数の感染者が発生し感染拡大の場となっている可能性がある状況など、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な場合、以下の（ア）～（エ）に加えて氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）の提出が求められた際には、対応をお願いする場合があります。

1. 利用当日の体温

（イ）利用前7日間における以下の事項の有無

　　　ⅰ平熱を超える発熱

　　　ⅱ咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

　　　ⅲだるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

　　　ⅳ嗅覚や味覚の異常

　　　ⅴ体が重く感じる、疲れやすい等

（ウ）利用前5日間における以下の事項の有無

　　　新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触の有無

（エ）政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□「東京版新型コロナ見守りサービス」など、接触確認アプリへの登録に協力すること。

**当日の参加受付時の対応**

□受付窓口には、手指消毒薬を設置すること。

□発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。

□人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。ただし設置にあたっては空気の流れを阻害しない配置に留意すること。

□利用者が距離を置いて（2ｍを目安に（最低1ｍ））並べるように目印の設置等を行うこと。

□受付を行うスタッフには、マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用させること。参加者がマスクを準備しているか確認すること。

□インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

□利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行うこと。

□利用者へ以下（ア）～（エ）の事項について該当がないか確認を求めること。

（ア）利用当日の体温

（イ）利用前7日間における以下の事項の有無

　　　ⅰ平熱を超える発熱

　　　ⅱ咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

　　　ⅲだるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

　　　ⅳ嗅覚や味覚の異常

　　　ⅴ体が重く感じる、疲れやすい等

（ウ）利用前5日間における以下の事項の有無

　　　新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触の有無

（エ）政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□利用者が必要に応じてマスク（品質の確かな、できれば不織布）を準備しているか確認すること。

 運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、屋内や屋外でも身体的距離（2ｍ以上を目安）が確保できずに会話をする時には、マスクの着用を求めること。

　（※）マスク（特に外気を取り込みにくいＮ95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるときや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとる等、無理をしないことについて注意喚起すること。

□利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

□利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行うこと。

□利用者に対し、「東京版新型コロナ見守りサービス」など接触確認アプリへ登録を促すこと。

□施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。

**更衣室及びシャワーの利用**

□広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く)

□ゆとりを持たせることが難しい場合は、マスクの着用や換気を徹底し、大声を出さない場合であれば、人と人とが触れ合わない距離での間隔とすること。一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じるとともに、人と人との十分な間隔をあけた整列を促すなどの対策を行うこと。

□室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカー

　の取手、テーブル、イス等）については、定期的かつこまめに消毒すること。

□換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、換気に配慮すること

□入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤

　の使用を徹底すること）

**メインアリーナ、サブアリーナ、諸室の利用**

□搬入時、搬入口からの入館者は、入館時に手指消毒と各自検温を徹底すること。

□競技にて利用したゴールや卓球台等の競技備品や器具庫内の机・椅子等の備品を利用した際には、拭き上げによる消毒をすること。

□観客席を利用した際には、拭き上げによる消毒をすること。

□利用終了後にアリーナのフローリング床面のモップ掛けを従来通り実施すること。

□諸室（運営室、控室、会議室等）の利用については、打合せや控室として利用する場合、扉や窓の最低1か所以上の換気口の確保や30分に1回程度の空気の入れ替えを行うこと。

利用前の諸室内の清掃と消毒は施設側にて実施する。

□冷水機を使用する場合、持参した水筒若しくは、ペットボトルへ移し給水すること。

　また、製氷機は緊急時のアイシング目的での利用に限る。

□喫煙については、施設側の定める喫煙所にて、定員を守って利用すること。

**観客の管理**

□施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態にならないようにすること。

□選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。

□イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと。

□会話をする際には、マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用すること。

□スポーツイベント等において大声（※）での歓声、声援等が想定される場合は、参加者への適切なマスクの着用の周知・徹底を図ること、原則として参加者間の適切な距離の確保のため座席を一席空けること。（※）観客等が、通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること。

□同一イベント内において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合には、「大声なし」エリアについては人と人が触れ合わない間隔を担保できれば、必ずしも座席を開ける必要はない。

□大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントの場合は、収容率100％でも開催は可能ですが、その際にも適切なマスクの着用について参加者に対して周知・徹底を図るとともに、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。

**ゴミの廃棄**

□鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、

　マスクや手袋を着用すること。

□マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

**参加者への事前周知**

□施設利用者（主催者）は、参加者に対し、㈱東京スタジアムが定める「参加者が遵守すべき事

項」及び「参加者が運動・スポーツを行う際の留意点」を必ず周知すること。

**参加者が遵守すべき事項**

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。

□体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

□マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2ｍ以上を目安）が確保できない状況で会話する際には必要に応じてマスクを着用すること。（※）病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染症対策を講じること。

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

□感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置を遵守、施設管理者の指示に従うこと。

□施設利用前後のミーティング等においても、三密を避けること。

**参加者が運動・スポーツを行う際の留意点**

□十分な距離を確保すること。

□運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

□強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。

□水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるように特に留意をする必要があること。（※）感染予防の観点からは、少なくとも2ｍの距離を空けることが適当である。

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置を取ること。

□運動・スポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないこと。

□タオルの共用はしないこと。

□飲食については、パーティション（アクリル板等）を設置をする、又は座席の間隔を1ｍ以上確保し、指定場所以外で行わず、周囲の人とできる限り2ｍを目安に最低1ｍの距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外はマスク着用を徹底）

□飲食する場所は換気を十分に行うこと。

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

□イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、

　以下などに配慮して適切に行うこと。

□利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

□スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

□飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

【参考】スポーツ庁

　　　　社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

　　　　（改訂）令和４年11月30日

　　　　東京都生活文化スポーツ局

　　　　都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン

令和4年12月16日